

高知県立甫喜ヶ峰森林公園及び森林研修センター情報交流館指定管理者 事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県立甫喜ヶ峰森林公園及び森林研修センター情報交流館の指定管理者が行う管理運営の状況を適切に評価し、以後の各施設の管理運営の改善に資するため、「高知県立甫喜ヶ峰森林公園及び森林研修センター情報交流館指定管理者事業評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は年度終了後に、指定管理者が実施した当該年度における高知県立甫喜ヶ峰森林公園及び森林研修センター情報交流館の管理運営及び事業実施の状況を評価する。

(組織)

第3条 委員会は、林業振興・環境部長が委嘱する委員5名以内で構成し、うち1名を委員長とする。
2 委員長は委員の互選とし、委員会を代表し会務を統括する。

(任期)

第4条 委員は毎年度の評価ごとに委嘱するものとし、その任期は承諾のあった日から当該年度評価が終了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会は、林業振興・環境部長が招集し、委員長がその議長となる。
2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものが職務を代理する。
3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
4 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって意見を提出することができる。

(評価の対象及び方法)

第6条 委員会は、指定管理者が実施した当該年度における各施設の管理運営及び実施の状況を、別に定める「高知県立甫喜ヶ峰森林公園及び森林研修センター情報交流館指定管理者事業評価基準の考え方」に基づき評価を行う。

(評価結果の報告)

第7条 委員会は、評価をとりまとめ、その結果を高知県知事に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、林業振興・環境部林業環境政策課で行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。